薩摩川内市 上甑島簡易水道事業 《上甑地域》

# 令和7年度 水質分析実施計画 【上甑地域】

	薩	摩	)   F	内 市	Ī	上	甑!	島簡	易:	水道	直事	業																							
水	기 <u>급</u>			平息	Į			浦	内		江 石				ŗ	þ	甑			計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	回数	検	体数
<b>小</b>	冰	第1	第2	第3	第4	第5	第1	第2	第3 第	54 第	1•第4 9	第2•第3	第1	第2	第3・第	第5	第6	第7•第9	第8																
								0	1												9項目	9項目	51項目	9項目	9項目	省略 不可能 項目	9項目	9項目	省略 不可能 項目	9項目	9項目	省略 不可能 項目			
净	水			0			〇 (桑之浦)				0					0				5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	12	60	検体
	•			_				12111								_				•		1			か	び臭	2項	目	<u> </u>					15	10.4
				0							0					0				3		3		3	3	3	3						5	15	検体
	表流水	0	0			0				(	0	0	0			0				7	7												1	7	
原水 39 項目	浅井戸			0										0	0		0	0	0	6	6												1	6 ,	8 検体
原外 39 項目	伏流水				0		0	0												3	3												1	3	<b>O</b>   快冲
	深井戸								0											2	2												1	2	
過去指標菌	検出状況	0	0	0	0	0	0	0	0 0	) (	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18			クリ	プトス	ヾポリ	ジウ	ム等	対策	き指金	† <b>[</b> ‡	検査排	頻度(	と回着	效】	
原水監視レベル 3・4	指標菌:毎月	0	0	0	0	0	0	0	0 0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	12	216	検体
クリプトスポリジウム等	原水検査:4回/年	0	0	0	0	0	0	0	0 0	) (	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	18			18			18			18			4	72	検体
原水監視レベル 2	指標菌:4回/年																																		検体
原水監視レベル 1	指標菌:1回/年																																		検体
原水監視レベル 1	39項目:回/年																																		

<sup>\*</sup>レベル3・4で指標菌を検出する原水は指標菌を毎月とクリプトスポリジウム及びジアルジアを4回/年実施する。

<sup>\*</sup>レベル2で指標菌の検出がないものは指標菌を4回/年実施する。

<sup>\*</sup>レベル1で指標菌の検出がないものは原水39項目を1回/年と指標菌を1回/年実施する。

<sup>\*</sup>原水に関しては、全水源を対象とし原水39項目を1回/年実施する。

<sup>\*</sup>各施設毎の浄水検査内容は、次ページ以降に記載する。

水道施設名 : 薩摩川内市 上甑地域 (平良)

〈採水地点:平良生活館〉

## Part	水道施設名:	旌摩	MIN	П	上脚	地域		平艮)								<採水地点:	
Many   1	No 項目	令和7年度検査頻度								оп ·	基準値			2022/01/01~			
2													1	① 1/5	(2) 1/10		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
3 からないためたき 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0														-	-		
4 日本教授する中心を含まり、		0	0		0	0	0	O	O	0	0	0 (		-			
9 (					ļ	-	<u> </u>							<del></del>			
Balt-Orochem																	
But Provide Manual																	
8 大型の人と色質														1			
9 日報報記録	7 CRXO (07 10 17)																
19   アンや物子・皮が感化ゲアン   19   10   10   10   10   10   10   10														1			
日本学校学技術学研究														0.008	0. 004		
2	10 シアン化物イオン及び塩化シアン													-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
3	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素						0			0		(	10	2. 0	1.0		
14	12 フッ素及びその化合物												0.8	0. 16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度滅の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
15   1- シーナダ 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	13 木ウ素及びその化合物			0									1.0	0. 2	0. 1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
10	14 四塩化炭素			0									0. 002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
10	15 1, 4-ジオキサン			0									0.05	0.010	0. 005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
18				0									0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
9   トリフロコエチレン	17 ジクロロメタン			0									0. 02	0.004	0. 002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
9   トリフロコエチレン	18 テトラクロロエチレン			0									0. 01	0. 002	0. 001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
1	19 トリクロロエチレン												0. 01	0. 002	0. 001		
2 日本静像													0, 01	0. 002	0. 001		
22							0			0			0, 6	-	-		
28 クロロホルム														_	_		
24															-		
25																	
28																	
2																	
28 トリクロ自動機																	
20 プロモナクロロメタン																	
30 月 1 年 末 ルム																	
30																	
型数次びその化合物						+									_		
33   アルミーク 及びその化合物										U				0.20	0.10		
34 飲及でや化合物						1					-	-		1			
35 翻及びその化合物																	
36 ナトリウム及びその化合物																	
37 マンガン及びその化合物						+											
38       塩化物イオン       〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇						-			-								
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)		_	^		_	_		_	_	_	_	0		0.010	0.005		
40       蒸発残留物       「		O	O		O	O	O	O	O	0	O	0 (		-	-		
41 陰イオン界面活性剤       O O O O O O O O O O O O O O O O O O O																	
42 ジェオスミン       O O O O O O O O O O O O O O O O O O O																	
43       2-メチルイソボルネオール       O O O O O O O O O O O O O O O O O O O					<u> </u>	1	L .										
44       非イオン界面活性剤       □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		L															
45 フェノール類       O O O O O O O O O O O O O O O O O O O			0		0	0	0	0							-		
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)       O O O O O O O O O O O O O O O O O O O	11 N 13 2 N M/M IZ/II																
47 pH値       O O O O O O O O O O O O O O O O O O O	11 11 11 11 11 11													0.0010	0.0005		
48     味     O	10 880 100 100 100 880 101 11 11 11 11 11		0	0	0									-	-	0. 9	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
49 臭気     O O O O O O O O O O O O O O O O O O O		0											5.8 ~ 8.6	-	-	7. 9	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
49 臭気     O O O O O O O O O O O O O O O O O O O	48 味	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
50 色度     O O O O O O O O O O O O O O O O O O O	49 臭気	0	0	0	0	0	0					0 (	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
51 濁度 O O O O O O O O O O O O O O O O O O	50 色度		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (	5	-	-	3. 1	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
9   11   51   11   11   24   11   9   22   9   9   9   22   項目数 注)各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3~No.46 [mg/L]」、「No.50~No.51 [度]」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし]」		0	0	0	0	0							2	-	-	0. 6	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
		9	11	51	11	11	24	11	9	22	9	9 2	項目数		注)各検征	査項目の単位は、	「No. 1 [ /mL ] 」, 「No. 3~No. 46 [ mg/L ] 」, 「No. 50~No. 51 [度] 」, 「No. 2及びNo. 47~No. 49 [単位なし] 」

水道施設名 : 薩摩川内市 上甑地域 (浦内)

〈採水地点:瀬上集会所〉

	水道施設名	薩摩	川内	市	上觀	地域		浦内)								<採水地点:	瀬上集会所>
No	項目	令和7年度検査頻度						基準値		咸基準	2022/01/01~	理由					
110										2月 1				① 1/5	2 1/10	3年間の最大値	
1	一般細菌	0	0	0	0			0	0	0 (			100	-	-		検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
	大腸菌	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (	) (	0		-	-		検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
3	カドミウム及びその化合物			0									0. 003	0. 0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度滅の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
4	水銀及びその化合物			0									0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
5	セレン及びその化合物			0									0. 01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
6	鉛及びその化合物			0									0. 01	0. 002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
7	ヒ素及びその化合物			0									0. 01	0. 002	0. 001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
8	六価クロム化合物			0									0. 02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
9	亜硝酸態窒素			0	l								0.04	0. 008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			0			0			0		0	0. 01	-	_	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			0			0			0		0		2. 0	1.0		検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
	フッ素及びその化合物	t		0	t								0.8	0. 16	0. 08		過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
	ホウ素及びその化合物			ō	1								1. 0	0. 2	0.1		過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
	四塩化炭素			0	1								0. 002	0. 0004	0. 0002		過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
	1, 4-ジオキサン	<b>†</b>		0	1	-							0. 05	0, 010	0.005		過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
	1, 4 27 イップ シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	1		0	1								0.03	0.010	0.003		過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
	ジクロロメタン	-		0	-	-							0.04	0.008	0.004		過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
	<u>ングロロスタン</u> テトラクロロエチレン			0	-								0. 02	0.004	0.002		
		-	-		1								0.01	0.002	0.001		過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
	トリクロロエチレン	-		0	-			-							l		過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
	ベンゼン			0									0.01	0. 002	0. 001		過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
	塩素酸			0			0			0		0	0. 6	-	-		検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
	クロロ酢酸	1		0			0			0		0		-	-		検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
	クロロホルム			0			0			0		0		-	-		検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
	ジクロロ酢酸			0			0			0		0		-	-		検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
	ジブロモクロロメタン			0			0			0		0		-	-		検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
	臭素酸			0			0			0		0		-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
27	総トリハロメタン			0			0			0		0		-	-	0. 022	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
	トリクロロ酢酸			0			0			0		0		-	-	2 12 2	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
	ブロモジクロロメタン			0			0			0		0		-	-	0. 007	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
30	ブロモホルム			0			0			0		0	0.09	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
31	ホルムアルデヒド			0			0			0		0	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
32	亜鉛及びその化合物			0									1.0	0. 20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
33	アルミニウム及びその化合物			0			0			0		0	0. 2	0.04	0. 02	0.14	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
34	鉄及びその化合物			0			0			0		0	0.3	0.06	0. 03	0. 07	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
35	銅及びその化合物			0									1.0	0. 20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
36	ナトリウム及びその化合物			0									200	40. 0	20.0	13. 1	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
	マンガン及びその化合物			Ō	1								0. 05	0, 010	0. 005		過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
	塩化物イオン	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (	) C	0	200	-	_		検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	Ť		0	Ť	Ť				,		Ū	300	60	30		過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
	蒸発残留物	1		0	1		1						500	100	50		過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)
	無元ス留物 陰イオン界面活性剤	1		0	1	+	1	t					0. 2	0.04	0. 02		過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
	ジェオスミン	1 -	1	0	+	+	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>				+	0. 00001	0. 000002	0. 000001		横査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
	<u>フェイベミン</u> 2-メチルイソボルネオール	1	<del>                                     </del>	0	1-			1					0. 00001	0. 000002	0. 000001		検査回数の減不可のため毎月検査(たたし藻類の発生の少ない時期を除きます)
	<u>2−メテルイプホルホオール</u> 非イオン界面活性剤	1		0	1	-	1						0. 00001	0. 000002	0. 000001		水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
	非1 オン芥田活性剤 フェノール類	1-		0	1-		1	1					0.02	0.004	0.002		水源向辺に変化がなく週去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第10架第1項第4号に基づき省略。  過去の最大値が頻度滅の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
	フェノール類 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	) C	0	0.005	0. 0010	0.0003		画云の取入値が頻度減の(と)以下ですが安全を考慮して平に「回以上の検査(水道法・「回/3年)   検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
	月版物 (主月版灰系 (106)の重) pH値	0			0					0 0			5 0 C C		-		
			0	0					0						-		検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
	中	0	0	0	0				0	0 0				-	-		検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
	臭気	0	0	0	0		0		0	0 (			異常でないこと	-	-		検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
	色度	0	0	0	0			0	0	0 (			5	-	-		検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
51	濁度	0	0	0	0				0		) C		2	-	-		検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
		9	9	51	9	9	24	9	9	24 9	9	24	項目数		注)各検	査項目の単位は、	「No.1 [ /mL ] 」, 「No.3~No.46 [ mg/L ] 」, 「No.50~No.51 [度] 」, 「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし] 」

水道施設名 : 薩摩川内市 上甑地域 (浦内(桑之浦))

〈採水地点:桑之浦消防倉庫〉

水道施設名:	薩摩	川内	ųį.	上數			雨内(		1))							<b>≹之浦消防倉庫&gt;</b>
No 項目				7.			検査頻		- I - I			基準値			2022/01/01~	理由
							10月 1						1 1/5	(2) 1/10	3年間の最大値	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
一般細菌	0		0	0					0			100	-	-		検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
大腸菌	0	0	0	0	0	0	0	0 (	0	0	0	検出されないこと	-	-		検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
カドミウム及びその化合物			0									0. 003	0. 0006	0.0003		過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法: 1回/3年)
水銀及びその化合物			0									0. 0005	0.00010	0.00005		過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法: 1回/3年)
セレン及びその化合物			0									0. 01	0.002	0. 001	0.001未満 過	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法: 1回/3年)
3 鉛及びその化合物			0									0. 01	0. 002	0.001	0.001未満 過	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法: 1回/3年)
7 ヒ素及びその化合物			0									0. 01	0.002	0.001	0.001未満 過	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法: 1回/3年)
六価クロム化合物			0									0. 02	0. 004	0.002	0.002未満 過	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
<b>亜硝酸態窒素</b>			0									0. 04	0.008	0.004	0.004未満 過	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
0 シアン化物イオン及び塩化シアン			0			0			)		0	0. 01	-	-	0.001未満 検	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
1 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			0			0					0	10	2. 0	1.0		検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため 1 年に 4 回の検査
2 フッ素及びその化合物			Ō								Ť	0.8	0. 16	0. 08		過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
3 ホウ素及びその化合物			0						-	-		1.0	0. 2	0.1		過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
4 四塩化炭素			0						-	+		0.002	0.0004	0. 0002		過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
5 1,4-ジオキサン	+	<del>                                     </del>	0		1		<b>-</b>	-	-	+	+	0.002	0.0004	0.0002		
5   1,4-ンオキザン 6   シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレ		1			<u> </u>	1	<b>-</b>			-	1	0.05	0.010	0.005		過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
	4		0	<b>-</b>			$\vdash \vdash$				₽-					過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
ジクロロメタン			0									0. 02	0.004	0. 002		過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
テトラクロロエチレン			0									0. 01	0. 002	0. 001		過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
トリクロロエチレン			0									0. 01	0. 002	0. 001		過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法: 1回/3年)
ベンゼン			0									0. 01	0. 002	0. 001		過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
塩素酸			0			0			)		0	0. 6	-	-	0.15 検	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
クロロ酢酸			0			0			)		0	0. 02	-	-	0.002未満 検	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
クロロホルム			0			0		(	)		0	0.06	-	-	0.005 検	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
ジクロロ酢酸			0			0		(	)		0	0. 03	-	-	0.007 検	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
5 ジブロモクロロメタン			0			0			)		0	0. 1	-	-	0.010 検	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
9 臭素酸			0			0			5		0	0. 01	-	-		  検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
'総トリハロメタン			Ō			Ō			5		Ō	0. 1	-	-		検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
3 トリクロロ酢酸			0			0			5		0	0. 03		_		検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
9 ブロモジクロロメタン			0			0			5		0	0.03		_		検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
) ブロモホルム			0			0			5		0					検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
	-					0			5	_	0	0.09		-		
1 ホルムアルデヒド			0			O		(	,		O		- 0.00	- 0.10		検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
2 亜鉛及びその化合物	-		0							-	-	1.0	0. 20	0.10		過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
アルミニウム及びその化合物			0			0		(	)		0	0. 2	0. 04	0. 02		過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
鉄及びその化合物			0									0. 3	0. 06	0. 03		過去の最大値が頻度滅の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
5 銅及びその化合物			0									1.0	0. 20	0.10		過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
ナトリウム及びその化合物			0									200	40.0	20.0	13.0 過	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
7 マンガン及びその化合物			0									0. 05	0.010	0.005	0.001未満 過	過去の最大値が頻度滅の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
塩化物イオン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	-	-	185 検	<b>検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)</b>
カルシウム、マグネシウム等(硬度)			0									300	60	30	21 過	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
) 蒸発残留物	1		0							1	1	500	100			過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)
陰イオン界面活性剤	1	l	Ō		l					1	1	0. 2	0. 04	0. 02		過去の最大値が頻度滅の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
2 ジェオスミン	1		0	1	l					1	t	0.00001	0.000002	0. 000001		過去の数大温が頻度減のでありてすが安全とも感じしてに、自然上の快音(水道なども) 検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
3 2-メチルイソボルネオール	1-		0	<b>-</b>					-	1	1	0. 00001	0. 000002	0. 000001		
	+	1	0		1		<b>-</b>	-	-	+	+	0. 00001	0.00002	0. 000001		   水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
	-	-	0		1		-		-	-	1		0.004	0.002		
7 = 1 77 700								0 .				0. 005	0.0010			過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
る 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0		0	0	0				0			3	-	-		検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
7 pH値	0	0	0	0	0				0 0				-	-		検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
3 味	0	0	0	0	0				0			異常でないこと	-	-		検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
臭気	0	0	0	0	0	0			0			異常でないこと	-	-	異常なし 検	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
0 色度	0	0	0	0	0	0	0		0			5	-	-	1.5 検	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
1 濁度	0	0	0	0	0	0		0 (	0	0	0	2	-	-	0.3 検	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
	9	9	51	9	9	23	9	9 2	3 9	9	23	項目数		注\ 及		「No.1 [/mL]」, 「No.3~No.46 [ mg/L ]」, 「No.50~No.51 [度]」, 「No.2及びNo.47~No.49 [単位な

水道施設名 : 薩摩川内市 上甑地域 (江石)

〈採水地点:江石集会所〉

	水道施設名	薩摩	川内	η .	上散	地域		<b>工石</b> )								水地点:江石集会所> ————————————————————————————————————	
No	項目			٥.		令和7年度検査頻度 7月   8月   9月   10月   11月   12月   1月   2							基準値			2/01/01~	
														1 1/5	2 1/10	前の最大個	
1	一般細菌	0	0	0	0			0		0 0			100	-	-	10 検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
2	大腸菌	0	0	0	0	0	0	0	0 (	0 0	0	0		-	-	出されない。検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
3	カドミウム及びその化合物			0									0. 003	0. 0006	0. 0003	0003未満 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:	
4	水銀及びその化合物			0									0. 0005	0.00010	0. 00005	00005未満 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:	
5	セレン及びその化合物			0									0. 01	0. 002	0. 001	0.001未満 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:	
6	鉛及びその化合物			0									0. 01	0.002	0. 001	0.001未満 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:	
7	ヒ素及びその化合物			0									0. 01	0. 002	0. 001	0.001未満 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:	1 回/3年)
8	六価クロム化合物			0									0. 02	0.004	0.002	0.002未満 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:	1 回/3 年)
9	亜硝酸態窒素			0									0. 04	0.008	0.004	0.004未満 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:	1回/3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			0			0		(	0		0	0. 01	-	-	0.001未満 検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/	1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			0			0		(	0		0	10	2. 0	1.0	0.6 検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4	回の検査
12	フッ素及びその化合物			0									0.8	0.16	0.08	0.08未満 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:	1 回/3年)
13	ホウ素及びその化合物			0									1.0	0. 2	0.1	0.1未満 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:	1回/3年)
14	四塩化炭素			0									0. 002	0.0004	0. 0002	. 0002未満 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:	1回/3年)
15	1, 4-ジオキサン			0						1	1	1	0. 05	0. 010	0. 005	0.005未満 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:	
16	シスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン			Ō							1	1	0. 04	0. 008	0.004	0.004未満 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:	
17	ジクロロメタン			0						1	1	1	0. 02	0.004	0. 002	0.002未満 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:	
	テトラクロロエチレン			0							1	1	0.01	0. 002	0. 001	0.001未満 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:	
19	トリクロロエチレン			0									0. 01	0. 002	0. 001	0.001未満 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:	
20	ベンゼン			0								1	0. 01	0.002	0.001	0.001未満 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:	
21				0			0		-	)		0	0. 6	0.002	-	0.15 検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/	
	クロロ酢酸			0			0			5		0	0. 02	-	-	0.002未満 検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/	
	クロロホルム			0			0			5		0	0. 02			0.002米洞 検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/	
	ジクロロ酢酸			00			0			5		0	0.00	-	-		
	1111111			00			0			5		0	0.03	-	-	0.007 検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/	
25	ジブロモクロロメタン													-	-	0.012 検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/	
	臭素酸			0			0			2		0	0.01	-	-	0.001未満 検査回数を減らすことができない項目のため 1 年に 4 回以上の検査(水道法: 4 回/	* * *
27				0			0			)		0	0. 1	-	-	0.035 検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/	
28	トリクロロ酢酸			0			0			)		0	0. 03	-	-	0.006 検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/	
	ブロモジクロロメタン			0			0			)		0	0. 03	-	-	0.012 検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/	
30				0			0			)		0	0. 09	-	-	0.003 検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/	
31	ホルムアルデヒド			0			0		(	)		0	0. 08	-	-	0.008未満 検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/	
32	亜鉛及びその化合物			0									1.0	0. 20	0. 10	0.01未満 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:	1 回/3年)
33	アルミニウム及びその化合物			0									0. 2	0.04	0. 02	0.02未満 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:	1 回/3年)
34	鉄及びその化合物			0									0. 3	0.06	0. 03	0.03未満 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:	1回/3年)
35	銅及びその化合物			0									1.0	0. 20	0. 10	0.01未満 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:	1回/3年)
36	ナトリウム及びその化合物			0									200	40.0	20. 0	12.9 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:	1回/3年)
37	マンガン及びその化合物			0									0. 05	0.010	0. 005	0.001未満 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:	1回/3年)
38	塩化物イオン	0	0	0	0	0	0	0	0 (	0 0	0	0	200	-	-	20.0 検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			0									300	60	30	21 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:	1回/3年)
40	蒸発残留物			0									500	100	50	68 過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)	
41				Ō							1	1	0. 2	0. 04	0. 02	0.02未満 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:	1回/3年)
42	ジェオスミン		0	0	0	0	0	0			1	1	0, 00001	0. 000002	0. 000001	00001未満 検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)	—· - · /
43	2-メチルイソボルネオール		0	0	0					1	1	1	0. 00001	0. 000002	0. 000001	00001未満 検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)	
44				0	Ť	Ť	Ť	H			1	1	0. 02	0.004	0. 002	0.005未満 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第	15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類			0					_	-	+	1-	0.02	0.0010	0.0005	1.0005未満 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:	
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0	0	0	0	0	0	0	0 (	0 0	0	0	3.003	0.0010	-	0.8 検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
47	† 版例 (主有版灰系 (100) の重) pH値	0	0	0	0			0		0 0			5.8 ~ 8.6	-		7.7 検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
47	味		0	00	0		0							-	-		
		0						0 0					異常でないこと	-	-	異常なし 検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)	
	臭気	0	0	0	0	0	0	0		0 0			異常でないこと	-	-	異常なし 検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
	色度	0	0	0	0			0		0 0			5	-	-	2.1 検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
				()	0	0	()	()	0 (	0	0	0	2	-	-	0.3 検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
51	濁度	9	11			11				2 9	_	_	項目数		33 A 16 -	の単位は、「No.1 [ /mL ] 」, 「No.3~No.46 [ mg/L ] 」, 「No.50~No.51 [度] 」,	. H. O. T. A. I. A. E. W

水道施設名 : 薩摩川内市 上甑地域 (中甑)

<採水地点:飯島振興局>

	水道施設名	陸摩	MIN	т	上取	地域		中甑)								<探水地点: 飯島振興局>					
No	項目						和7年度検査頻度   9月   10月   11月   12月   1月   2月   3月						基準値			2022/01/01~					
														① 1/5	(2) 1/10	3年間の最大他					
1	一般細菌	0	0	0				0					100	-	-	50 検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)					
2		0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0		-	-	検出されない 検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)					
3	カドミウム及びその化合物			0		<u> </u>					1		0. 003	0. 0006	0. 0003	0.0003未満 過去の最大値が頻度滅の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)					
4				0									0. 0005	0.00010	0.00005	0.00005未満 過去の最大値が頻度滅の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)					
5	セレン及びその化合物			0									0. 01	0. 002	0.001	0.001未満 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)					
6	鉛及びその化合物			0									0. 01	0.002	0.001	0.001未満 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)					
7	ヒ素及びその化合物			0									0. 01	0.002	0.001	0.001未満 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)					
8	六価クロム化合物			0									0. 02	0.004	0.002	0.002未満 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)					
9	亜硝酸態窒素			0									0.04	0.008	0.004	0.004未満 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			0			0		С	)		0	0. 01	-	-	0.001未満 検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			0			0		С	)		0	10	2. 0	1.0	0.7 検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査					
12				0									0.8	0. 16	0. 08						
13				Ō									1.0	0. 2	0.1	0.1未満 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)					
14				0		1							0. 002	0. 0004	0. 0002	0.0002未満適去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)					
15		1		0	1	1				+	t	1	0.002	0.010	0. 005	0.005未満 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)					
16				0	1	<u> </u>						<del>                                     </del>	0.03	0.010	0.003	0.004未満 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年) 0.004未満 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)					
17		-		0	1-	1				-	1	1	0.04	0.008	0.004	0.002未満 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)					
					1	1						1									
	テトラクロロエチレン	<b> </b>		0	<b>!</b>	1				-	1	<b>!</b>	0. 01	0.002	0.001	0.001未満 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)					
19		<b>—</b>		0	<u> </u>	1				-	1	<u> </u>	0.01		0.001	0.001未満 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)					
20				0									0. 01	0. 002	0. 001	0.001未満 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)					
21				0			0		C			0	0. 6	-	-	0.15 検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)					
	クロロ酢酸			0			0		C			0	0. 02	-	-	0.002未満 検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)					
	クロロホルム			0			0		C			0	0.06	-	-	0.013 検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法: 4回/1年)					
24	ジクロロ酢酸			0			0		C			0	0. 03	-	-	0.010  検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法∶4回/1年)					
25	ジブロモクロロメタン			0			0		C	)		0	0. 1	-	-	0.012  検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法∶4回/1年)					
26	臭素酸			0			0		C	)		0	0. 01	-	-	0.001未満 検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)					
27	総トリハロメタン			0			0		C	)		0	0. 1	-	-	0.032 検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)					
28	トリクロロ酢酸			0			0		C	)		0	0. 03	-	-	0.012 検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法: 4回/1年)					
29	ブロモジクロロメタン			0			0		С	)		0	0. 03	-	-	0.010 検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)					
30	ブロモホルム			0			0		С	)		0	0. 09	-	-	0.003 検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)					
31				0			0		C			Ō	0. 08	_		0.008未満 検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)					
32				0									1.0	0. 20	0. 10	0.01未満 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)					
33				ō		1	0		C	,	1	0	0. 2	0. 04	0. 02	0.07 過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)					
	鉄及びその化合物			0		+	_				1	Ŭ	0. 2	0.06	0. 03	0.03 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)					
	銅及びその化合物			0		1					1		1.0	0. 00	0. 10	0.01 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)					
36				0		1				-	1		200	40. 0	20. 0						
					1	1				-	1					13.0 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)					
37		0	_	0	_		0		0 0		0	_	0. 05	0. 010	0. 005	0.001 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)					
	塩化物イオン	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	200	-	-	18.0 検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)					
39				0	<u> </u>	1					1		300	60	30						
40				0	<u> </u>	<u> </u>					1		500	100	50						
41				0									0. 2	0. 04	0. 02						
42			0	0			0						0. 00001	0.000002	0.000001	0.000001未満 検査回数の滅不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)					
43	2-メチルイソボルネオール		0	0	0	0	0	0					0. 00001	0.000002	0. 000001	0.000001未満 検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)					
44	非イオン界面活性剤			0									0. 02	0.004	0. 002	0.005未満 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。					
45	フェノール類			0	1								0. 005	0. 0010	0. 0005	0.0005未満 過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)					
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	3	-	-	0.8 検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)					
47		0	0	0	0			0	0 0			0	5.8 ~ 8.6	-	-	7.6 検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)					
48		0	0	0	0		0	0	0 0				異常でないこと	_	-	異常なし検査回数の滅不可のため毎月検査(水道法:毎月)					
	臭気	0	0	0	0		0	0	0 0			0	異常でないこと	_	-	異常なし検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)					
	色度	0	0	0	0			0	0 0				5	-		3.2 検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)					
	<b>濁度</b>	0	0	0	0			0	0 0			0	2			0.6 検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)					
01	/判/又	9	11			11			9 2		_	23	項目数	-	注) <b>友 於</b> 本	<u> </u>					
		y	- 1.1	JΙ	111	11	20	- 11	3 Z	9	9	Z٥	垻日剱	ı	<b>ユ</b> / 台快道	E 切口 ツ 平 座 はる、 ・ m ∪. 1 [ / iii ] ] , ・ m ∪. 5′∼m ∪. 40 [ iii 8/ ∟ ] ] , ・ m ∪. 50′∼m ∪. 51 [ 及 ] ] , ・ m ∪. 2 及 ∪ m ∪. 49 [ 単位 な し ]					